

第4章 活用計画

1 公開その他の活用の基本方針

(1) 公開活用に係る基本方針

時計台で現在行われている公開活用は、メインテーマを「時計台で学び親しむことを通して、文化財保護理解の向上を図るとともに、新しい時計台の歴史をつくる」として平成7～10年の保存修理工事の際に形作られたものである。

その後約四半世紀を経て、現在は設備機器の経年劣化のほか、近年の気候変動による室内環境の変化、バリアフリーに関する水準の変化、国内だけでなく国外からの観光客の増加等といった様々な変化への対応が求められている。そこで、このメインテーマを基本方針として堅持しつつ、時計台やその展示の内容をより多くの人々に親しんでもらうために、本章では時計台の文化財的価値を守りつつも、これらの変化に対応した新たな機能を備える場合に向けて今後検討すべき内容を示す。

(2) 現在の公開・活用状況

1) 公開の概要

年始の1月1日～1月3日の休館日を除く毎日8時45分～17時00分(退館17時10分)に開館しており、1階は展示室、2階は明治32年に札幌農学校卒業生に初めて博士号が授与され祝賀会が行われた時の講堂の様子を復原したホールとなっている。

令和8年3月現在の公開等の時間は次のとおりである。

【観覧】

- ・観覧時間：8時45分～17時10分(入館は17時00分まで)
- ・休館日：年始(1月1日～1月3日)
- ・入場料：大人350円

※現指定管理者の自主事業により、高校生以下無料のほか、毎月16日は札幌市民無料、毎月第1月曜日は開館時間を20時まで延長、といった取組を行っている。

【貸しホール(2階)】

- ・貸し時間：17時30分～21時(1サイクルとして使用)
- ・休業日：毎週月曜日、月曜日が祝日の場合はその翌日、
年末年始(12月29日～1月3日)

- ・利用料金：6,900円

※但し、入場料1,001円以上のもの、営利・営業を目的とするもの等は13,800円

※ピアノの利用料：3,000円

2) 公開範囲

屋内の公開範囲等は、以下の図53に示すとおりである。

1階は事務室や物置などの管理のための部屋を除き、全面的に公開している。南西に設置された階段は普段は立入制限をしており、貸しホール利用時のみ開放している。

2階は倉庫や時計塔内部などの管理のための部屋を除き、全面的に公開している。

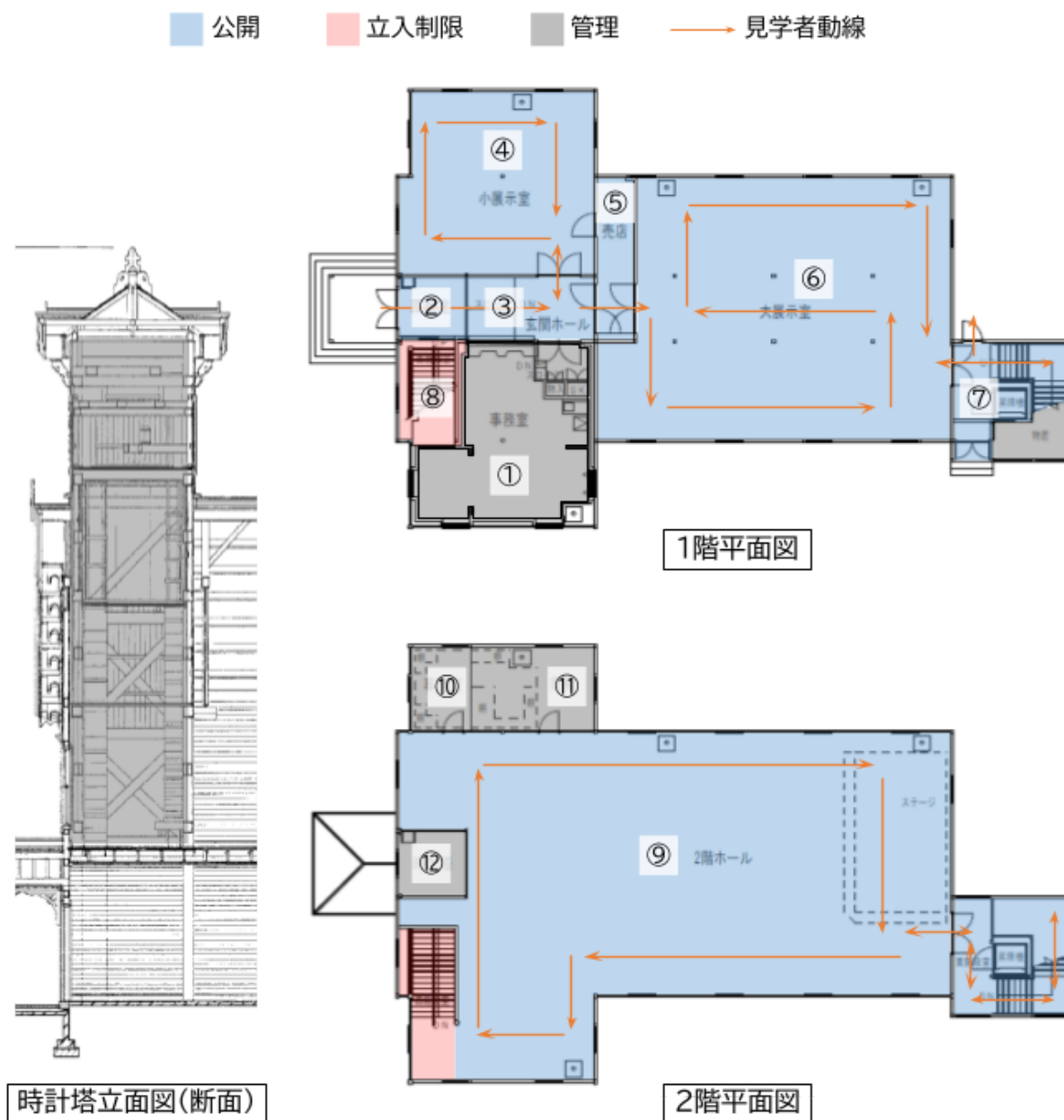


図53 屋内の公開範囲

屋外は朝5時～夜22時の間は敷地内の立ち入り可能で、時計台の周りを一周できる園路の設置もされているため、時計台全周部全て外観の望見が可能である(但し、冬季は落雪危険のため、一部立入禁止としている)。園路の周りには野草園や碑、トイレ、サイン類等を設置している。

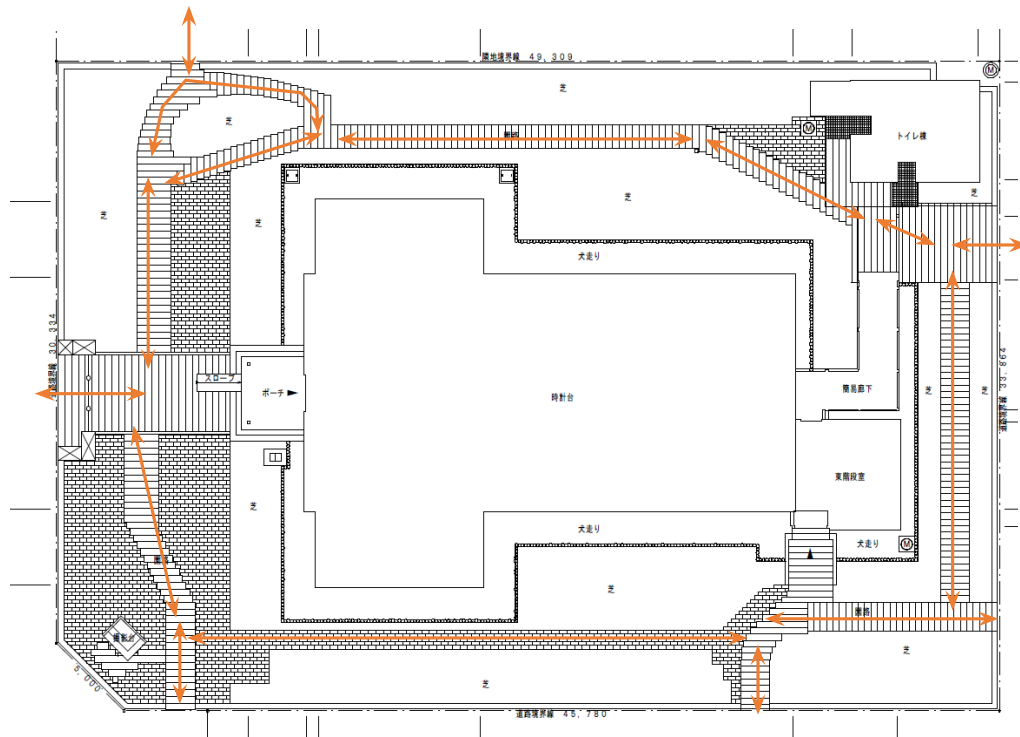


図54 屋外の公開範囲

3) 各部屋の機能・役割

① 事務室

事務室としての機能の他に料金窓口、案内室、警備員室の役割を持つ。備品類の移動頻度や設備機器類の修理頻度が高くなることが想定されるため、建物保護の目的で、室内に保護床・壁・天井が仮設設置されている。

② 風除室

夏季以外に外気が直接館内に流れ込み室内温度が急激に低下することを防ぐ目的で、アクリルボックス製の風除室が仮設設置されている。

③ 玄関ホール

事務室の料金窓口面に面しており、観覧利用者はここで入館料を支払う。観覧利用者の手荷物(スーツケース等)の一時預かりスペースとしても利用される。また、玄関ホールに接する部屋と床高さが異なることで生じる段差を解消するため、スロープ及び嵩上げ床が仮設設置されている。

④ 小展示室

情報コーナーと資料閲覧コーナーが書棚により仕切られている。

情報コーナーは、初歩的な興味を持つ入館者を主な利用対象とした札幌市内、北海道内文化財の情報普及機能を主とする。

資料閲覧コーナーは、積極的興味や専門的興味を持つ入館者を主な利用対象として、時計台や札幌市内・北海道内の文化財等に関する文献、書籍、図面その他の資料を備え置いている。

⑤ 売店

平成10年の保存修理工事で撤去された便所に通じていた廊下が売店として利用されている。

⑥ 大展示室

時計台の歩みを中心に据えた歴史資料のほか平成10年の保存修理工事の記録資料等を展示したメインの展示室としている。

展示物は、建物の保護や床、壁、天井の内装建築をそのまま現す目的で、自立型としている。また、南面窓から入る自然光を有効利用する目的で、展示物の高さや窓面に対して直角な配置にするといった配慮をしている。

⑦ 東階段室(市指定部分)

観覧利用時の1階から2階への見学動線としている。

車椅子利用者の移動に配慮し、吹き抜け部に油圧式段差解消機(簡易エレベーター)を設置しているほか、階段下は清掃資材の物置として利用している。

⑧ 西階段

観覧利用者からの料金徴収を考慮した利用動線の観点から、観覧利用時は立ち入り禁止としている。

貸しホール利用時には動線として利用している。

⑨ 2階ホール

明治32年に札幌農学校卒業生に初めて博士号が授与され祝賀会が行われた時の講堂の様子を再現した時計台のシンボル空間としている。

時計台の建築内部そのものを見せ演武場の空間雰囲気を感じる事ができるよう、展示物什器はなるべく少なくするよう配慮している。

展示内容は、バルーンフレーム構法や開拓使時代の建物の特徴に関するもののほか、時計機械の動く仕組みを説明した映像展示等を行っている。時計機械の動く様子を実際に見せるために、時計台の時計機械と同じハワード社製(1928年製作)の時計機械の動態展示も行っている。

⑩ 2階事務室

⑪ 2階倉庫

内部に仮設の間仕切を設け、西側を事務室(⑩)、東側をホール貸出利用のための備品や時計台の管理資材、修理解体資材等の収蔵場所(⑪)として利用している。

建物保護のため、保護壁の仮設設置を行っているほか、倉庫については、収蔵量を増やすために、仮設設置により室内を2層構造としている。

⑫ 時計塔

附指定である「時計・自鳴器械 一式」が納まっている。

4) 設備等の設置状況

① 衛生設備

時計台内部にある衛生設備は平成7～10年の保存修理工事の際に設置された1階事務室に流し台、掃除用流し、電気湯沸器のみである(電気湯沸器は令和5年2月に故障のため更新済み)。トイレについては、平成7～10年の保存修理工事の際に時計台敷地内の北東隅に別棟を建て利用している(平成29年に和式トイレを洋式化)

② 換気・空調設備

機械換気設備は設置されておらず、自然換気のみとなっている。

暖房設備は平成7～10年の保存修理工事の際に、1階・2階にパネルヒーターが設置されている。(株)北海道熱供給公社より供給された高温水を受けており、トイレ棟地下の機械室に設置した熱交換器で高温水と熱交換してつくった温水をパネルヒーターへ循環供給して暖房している。

冷房設備は設置されていない。これまでは札幌の夏季の冷涼な気候から必要とされていなかったが、近年の猛暑により札幌でも最高気温35℃を記録する日が増加傾向にある。このため、現状では扇風機やスポットクーラー等の機器を利用することで暑さを凌いでいる。

③ 照明設備

照明に関しては、玄関ホールにシャンデリアとスポットライト、1階の展示室は天井にLED照明を設置している。加えて解説パネル上部にスポットライトを取り付けている。2階ホールはシャンデリア、壁面照明を取り付けているほか、貸しホールの際に使用可能な演出照明をタイバーに取り付けている。

④ 融雪設備

冬季の冰雪落下による小屋組材等の保護の目的で、ルーフヒーティング設備が時計塔 軒先部分と本屋と翼屋との谷部分に昭和51年に設置されている。設備はおおむね20年をめぐりに更新しており、平成7～10年にこれらのルーフヒーターが更新されているほか、玄関軒先部分に新たにルーフヒーターが設置されている。時計台敷地内の園路部分には常設のヒーティング設備はなく、冬季には電熱マットを敷いている。

⑤ バリアフリー

時計台正面入口の石階段部分には、着脱可能なスロープを設置し、車いす利用者は、同伴の介助者又はインターホンで呼び出した時計台の事務員による介助を得た上で、内部へアクセス出来るようにしている。冬期は、凍結による転倒の恐れがあるため、スロープを撤去しており、車いす利用者が来館した際には、その都度可搬型のスロープを設置して入館できるようにしている。東側出口は風除室付きのスロープとなっており、通年利用可能である。1階から2階へのアクセスについては、東側階段室の吹き抜け部に平成22年に設置した昇降機(油圧式段差解消機)によって可能となっている。その他、敷居の段差へのスロープや階段手摺は、設置して対策済みである。また、別棟のトイレ棟にはバリアフリースロープを設置しており、車いす利用者用便房や乳児用ベッドを備えている。

2 公開計画

(1) 建造物の公開

建造物内部は、管理のための部屋を除いて内部全体を公開する。(図53参照)

敷地内は、園路を設置している敷地全体を公開範囲とし、建造物外部は自由に見学可能とする。
(図54参照)

(2) 関連資料等の公開

1) 時計機械

時計塔内部に設置されている時計機械は、設置当初の機構が現在も稼働しているという点で、塔時計(機構部)としては国内現存最古の貴重なものであり、広く一般に公開することが期待されるものであるが、以下に挙げる理由から非公開とする。

- 稼働中であるため、現在の位置から移動させて公開することはできない。
- 時計機械が収まる時計機械室への進入には、時計塔が狭隘な構造でもあることから、2階から梯子により上る方法以外をとることができないため、一般観覧者の安全の確保が非常に困難である。
- 一般観覧者が入室できるようにした場合、時計機械に触れてしまい機械の損傷あるいは動作への支障をきたす恐れがある。また狭隘な時計機械室に時計機械を囲うガラスケースのようなものを仮設置して公開することについても、稼働中の時計機械の定期的な保守作業に支障が出てしまうため、これも非常に困難である。

時計機械を非公開とする一方で、時計台の時計機械の動作機構を一般観覧者へ説明するための映像展示や、時計台の時計機械と同一機ではないが同じハワード社製の時計機械を用いた動態展示と実演説明を行うといった工夫をしており、今後もこれ続けていくことを基本とする。今後、より効果的な展示・解説方法の案があれば随時検討を行うものとする。

2) 時計台に関する資料

1階大展示室にて時計台の歴史を説明する展示の中で、時計台に関連した古写真やホイラー製作の演武場設計略図をはじめとした古文書の写しを公開している。この他には平成7～10年に行った保存修理工事の内容を解説する展示の中で、取り替えた下見板(当初材をはじめとし、過去の修理年代別に展示)、時計塔フィニアル(当初材を展示)、屋根の桎(当初材をはじめとし、過去の修理年代別に展示)の公開や時計塔外壁塗装のこすり出し調査に用いた試料の公開を行っている。

1階小展示室では、平成7～10年の保存修理工事前後の時計台図面のほか明治39年から昭和35年の間の時計台の平面図(写し)を公開している。

今後の保存修理工事において、新たに判明したこと等がある場合には、それらを資料として公開することも検討する。

3 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

1) 関連法規

① 文化財保護法

重要文化財(建造物)として、文化財保護法の適用を受ける。現状変更や各種の届出など必要な手続きに関しては、第6章「保護に係る諸手続き」を参照。

② 建築基準法

同法第3条第1項第1号により、重要文化財建造物は適用除外となっている。ただし、公開その他活用に際しては、不特定の利用者を対象とするため、建築構造上の安全性や防火避難安全を考慮する。

③ 消防法

消防法施行令別表第1の(17)項に規定される防火対象物である。但し、平成7～10年の保存修理工事における消防用設備の改修時に、札幌市消防局中央消防署と文化庁との協議で以下の取り扱いとなっている。

- 2階部分を多目的ホールとして一般開放するため、(1)項口に準じた消防用設備を設置。
- (1)項口に準じると、屋内消火栓、動力消防ポンプ、避難器具、誘導灯が追加で設置必要となるが、屋内消火栓と動力消防ポンプは、屋外消火栓(放水銃)と移動式粉末消火設備により代替。

これを踏まえると、時計台において、設置義務が伴う消防用設備は表23・24のとおり。

表23 (17)項 重要文化財として設置義務が伴う消防用設備

施行令	設備名	適用条件	該当・設置の有無
第10条	消火器具	全ての重要文化財建造物	設置済
第21条	自動火災報知設備	全ての重要文化財建造物	設置済
第23条	消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積500㎡以上 ただし、「消防機関へ常時通報することができる電話」を設置した場合は緩和できる	故障中
第24条	非常警報器具・設備	収容人数50人以上の場合、非常ベル・自動サイレン又は放送設備のうちいずれかを設置する。	設置済

表24 (1)項口 公会堂・集会場に準じて、追加で設置義務が伴う消防用設備

施行令	設備名	適用条件	該当・設置の有無
第11条	屋内消火栓設備	延べ面積500㎡以上	代替設備を設置済
第20条	動力消防ポンプ	※時計台では、屋外消火栓(放水銃)と移動式粉末消火設備により代替。	
第25条	避難器具	2階以上の階(その階の収容人数50人以上)	設置済
第26条	誘導灯	その建物のどの階にあっても設置	設置済

④ 札幌市火災予防条例

条例第27条により、重要文化財建造物の内部又は周囲においての喫煙、裸火の使用、または火災予防上危険物品を持ち込むことは、特に必要な場合に消防長が火災予防上支障がないと認める場合を除いて禁止されている。

⑤ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

同法第2条第18号により、重要文化財建造物は適用除外となっている。ただし、公開その他活用に際しては、不特定の利用者を対象とするため、同法の趣旨に則ったバリアフリー関連の整備内容を検討する。

2) 関連計画

① 北海道文化財保存活用大綱(令和2年8月)

保存・活用方針:

1. 文化財としての価値を後世に向けて確実に維持する
2. 文化財としての価値を踏まえ適切に現代社会に生かす

② 札幌市文化財保存活用地域計画(計画期間:令和7~11年度(2025~2029年度))

時計台は、札幌の歴史を伝え、来訪者を魅了する都心エリアの核となる文化財として位置づけられている。近年、札幌市では文化財や歴史文化を活用した観光魅力度の向上を目指しているものの、観光客を迎え入れるための情報発信や施設等の整備が進んでいるとはいえない状況にあることから、都心エリアの魅力ある宿泊、飲食、商業施設、イベントなどを目的とした滞在と連動した観光需要を見込み、文化財とパッケージ化して「見せる」ことで札幌の文化財の魅力を分かりやすく伝え、札幌の歴史文化を楽しむ観光拠点形成を目指すこととしている。

③ 札幌市総合計画

A 第2時札幌市まちづくり戦略ビジョン(令和4年度~令和13年度)

「基本目標15 文化芸術が心の豊かさや創造性を育み、世界とつながるまち」(P.81)

【目指す姿】

文化・文化財を適切に保存し様々な形で生かすとともに、札幌市への愛着を深めることで、札幌市の自然・歴史・文化が未来へ継承されています。

【取り組むこと】

市内・企業など

○文化・文化財の保存

○文化・文化財の様々な形で生かすための取組の理解と実践

○事業への積極的な参加や担い手としての参画

行政

○文化・文化財の保存

○文化・文化財を様々な形で生かすための取組の実施

○文化・文化財の理解の促進

○担い手への支援

B 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023

「時計台保存修理事業」(P.110)

札幌のシンボルである時計台について、将来に継承していくための保存工事を計画するとともに、防火対策の強化や魅力アップと更なる集客を図るための整備を検討します。

C 第2次札幌市都市計画マスタープラン(2016年3月策定)

「拠点別の取り組みの方向 ア 都心」(P.46)

歴史的資源を生かした良好な都市景観の建築物の壁面や屋上も含めたきめ細やかな緑化、通行や休憩のほかイベントでの活用も視野に入れたオープンスペースや屋内広場の確保などにより、より魅力ある都心空間の創出を目指します。さらに、雪の冷熱エネルギーの利用などによる環境負荷の低い地域熱供給システムの導入と、それを活用した都市開発事業の促進などについて検討を進めます。

(2) 建築計画

1) 平面計画

各室の用途や機能分担、動線計画等については、1(2)3)各部屋の機能・役割や図53で示した内容を基本とした案とするが、施設等整備の検討結果により変更の必要が生じた場合にはこの限りではない。

2) 施設等整備計画

① 保存管理、環境保全、防災に係る施設等

第4章「防災計画」で記載した内容に基づき、消防設備及び警備設備の更新・新規設置を行うことを計画する。

② 公開・活用に係る施設等

A 暖房設備の更新及び冷房設備・換気設備の新設

- 暖房設備は平成7～10年の保存修理工事の際に設置された設備を使用しており、機器の耐用年数を過ぎて使用していることから、今後の保存修理工事にあわせて更新を検討の上、必要に応じて整備を行う。
- 近年の猛暑による夏場の暑さ対策のための改修を検討の上、必要に応じて整備を行う。

B バリアフリー対策

- 市指定部分である東階段室に設置されている昇降機(油圧式段差解消機)は、車いす利用の来館者が、車いすに乗ったまま2階へ移動できるよう平成22年に設置されたものである。この昇降機には、利用者が利用する際に時計台の事務員を呼び、事務員が起動や鍵の開錠を行って使用する手間が必要であるほか、1階と2階との移動に片道2分程度時間を要するなどの点で、エレベーターと比較して利便性に欠ける。昇降機の導入検討時は、施設を休館せずに工事を行う前提のもとで、東階段室の吹き抜け部に寸法的に収まる現行機種を選定した経緯があったが、今後の保存修理工事では施設を休館して工事を行うことを想定しているため、上述の課題を踏まえ、エレベーターの導入についても今後検討の上、必要に応じて整備を行う。
- 正面入口石階段部のスロープは、勾配が1/5と急であり、車椅子利用者の自走はできないため、同伴の介助者又はインターホンで呼び出した時計台の事務員による介助を要する。また、冬場は凍結による転倒防止のため、取り外して使用できない。これらの課題を克服するため、常設のスロープ設置を検討の上、必要に応じて整備を行う。
- トイレ棟にあるバリアフリースイットイレについて、札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準を一部満たしていない部分があるため、これに適合するよう改修することを検討の上、必要に応じて整備を行う。

C 衛生設備

- 時計台床下の給排水配管やトイレ棟内の設備は平成7～10年の保存修理工事の際に設置したものであり、機器の耐用年数を過ぎて使用していることから、今後の保存修理工事にあわせた更新を検討の上、必要に応じて整備を行う。

D 電気設備

- 照明や分電盤等の電気設備について、主に1階の天井照明器具は令和4年にLED対応機器に更新しているが、それ以外の多くは平成7～10年の保存修理工事の際に設置したものを、耐用年数を過ぎて使用している状態であるため、今後の保存修理工事にあわせた改修を行うことを検討の上、必要に応じて整備を行う。
- 展示物に付帯する照明についても、今後の展示の見直し内容に応じて適宜改修を検討の上、必要に応じて整備を行う。

E 通信設備

- 電話回線について、ひかり電話等を含め今後の運用上最適なものへの変更を検討する。なお、防災計画で検討している、自動通報装置の設置のためには、電話回線が最低1回線残す必要があることに留意する。
- ネットワーク設備(Wi-Fi等)については、現在利用していない。今後展示の見直しを行った場合に、ネットワーク環境を要する展示を行う場合や観覧者、ホール利用者からの要望等を踏まえて適宜導入を検討の上、必要に応じて整備を行う。

F 展示、各種サイン整備

- 展示については既存の内容を維持しつつ、説明文の多言語化や、機材の更新、展示手法（見せ方）の刷新、体験型展示の追加等の改善を検討の上、必要に応じて整備を行う。
- 建物内の見学通路やトイレ等の便益施設、イベントの誘導・案内といった各種サインについて、現状の配置で不便がないかを見直し、ユニバーサルデザインに配慮した統一感あるものへと更新することを検討の上、必要に応じて整備を行う。

(3) 外構及び周辺整備計画

敷地内に設置されている軟石塀や石碑、看板等の工作物は、定期的な維持管理と修繕を行い、良好な環境整備に努める。樹木については、文化財への損傷を最小限にするため、適切に伐採、剪定、間引きなどの措置を行う。

(4) 管理・運営計画

第2章「保存管理計画」を基本として管理及び運営を行う。

4 実施に向けての課題

活用基本計画で示した検討を行うにあたって見込まれる課題を以下に示す。

(1) 暑さ対策に関する課題(付属資料5参照)

- 暑さ対策のため、冷房設備を新規導入する場合は、配管新設に伴う床等への開口をはじめとする建物への改変がある程度生じることが想定される。この改変を最小限とするために、時計台に導入し得る冷房設備を比較検討してよく吟味した上で、冷房方式・機器や設置場所の選定を行うものとする。
- 暑さ対策を検討する上では、時計台の断熱性能の向上が大きな課題となる。現状時計台には1階と2階の外壁にグラスウールが厚さ100mmで施工されているが、これ以外には断熱材の施工部はない。そのため、暑さ対策の検討では、既存断熱材の改修や、屋根や天井等の断熱が施されていない部位に対する断熱の方法についても建物の改変を最小限にすることを前提としつつ検討する。
- 屋根の断熱を検討する上では、屋根構造に加え、平成7～10年の保存修理工事での経緯にも配慮する必要がある。同工事では屋根面(外側)に構造用パネルを挿入する際、時計塔と屋根との取り合いに変化が生じないよう、当初材を含む土居葺を撤去している。(付属資料5の付5-23, 付5-24参照)
- 屋根面(内側)の断熱を検討する上では、時計台2階のように小屋組が現しとなっている重要文化財において、内側から断熱施工をした類例が乏しいと想定される。したがって、意匠の維持や結露対策に加え、考え得る課題の洗い出しとその解決策の追究が求められる。

(2) バリアフリー対策に関する課題

- 平成22年に昇降機を導入した際には、現在の昇降機設置位置である東階段室の吹き抜け部に収まるエレベーターが無かったため、現在の昇降機を設置した経緯がある。そのため、昇降機からエレベーターに更新することを検討する際に、現在の昇降機設置位置を使用する場合には、東階段室の吹き抜け部に収まる機種の有無を改めて確認することから検討を行う。
- 東階段室の吹き抜け部に収まるエレベーターが検討時点で存在しない場合、別の場所への設置を検討することも考えられる。その場合には、利用者の動線計画の見直しを行い、文化財的価値に与える影響をよく吟味した上で設置の是非を検討する。
- 正面入口に常設のスロープを導入する場合、「札幌市福祉のまちづくり条例」で定める整備基準を参考とした仕様としつつ、文化財の保護及び意匠性に配慮したものとなるよう検討する。また、時計台屋根からの落雪により、利用者への被害が生じないよう配慮した配置又は仕様とすることにも注意が必要である。
- トイレ棟にあるバリアフリートイレを「札幌市福祉のまちづくり条例」で定める整備基準の水準に合わせる場合、設備設置に必要なスペースを確保するために、トイレ棟自体の改築が必要なことも考えられる。この場合、第3章 環境保全計画の内容も踏まえつつ改修内容を検討する。